

《注意》記入に当たっては、必ず「様式」の記入方法についてを確認してください。

Cコード 記入例		食品等輸入届出書	
厚生労働大臣 殿		輸入者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び所在地)	
(1) 届出受付番号 ※1	記入しない。	(2) 氏名	株式会社〇〇〇〇 代表取締役 成田 稔次郎
(3) 届出種別	事前 一般 計画輸入	住所	千葉県成田市駒井野字天並野2159
(4) 輸入者コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	(電話番号)	0476-32-6741
(5) 生産地コード	●●【国名】	(6) 輸入食品衛生	
(7) 製造者名、住所コード			
(8) 製造所名、住所コード			
(9) 輸出者名、住所コード	●●ZZ9999 △△△△CO.,LTD. 123-45, XXXX XXXX ●●		
(10) 包装者名、住所コード	●●ZZW9999 □□□□CO.,LTD. 456-78, XXX XXXXX, ●●		
(11) 横込港コード	●●ABC 【地域名英名】	(12) 横込年月日	2024年 2月 18日
(13) 横卸港コード	AAA 【港、空港名】	(14) 到着年月日	2024年 2月 20日
(15) 保管倉庫コード	1AB22 【倉庫名】 成田市駒井野△△1-2-3	(16) 搬入年月日	2024年 2月 20日
(17) 貨物の記号及び番号	N/M B/L NO. 123ABC4567890	(19) 届出年月日	2024年 2月 21日
(18) 船舶又は航空機の名称又は便名	【船名、航空機名】	(20) 事故の有無及びある場合その概要	無・有
(21) 提出者コード		(船)〇〇〇〇〇 異船:△△ Tel.00-XXXX-YYYY	
(22) 貨物の別	食品 添加物・器具・容器包装・おもちゃ	(32) 衛生証明書番号	
(23) 継続の別	初回(F)・継続(C)・更新(L)	(34) 貨物が加工食品である場合は原材料コード	
(24) 品目コード	C102016	貨物が器具、容器包装又はおもちゃである場合はその材質コード	NIL
(25) 品名	まぐろ:生鮮 天然	(35) 貨物が添加物を含む食品の場合は当該添加物の品名コード	
(26) 横込数量コード	10	貨物が添加物製剤の場合はその成分コード(いづれの場合も薫香の目的で使用されるものを除く)	NIL
(27) 横込重量	200.00 kg		
(28) 用途コード	1 小売り用		
(29) 包装種類コード	KPS ポリスチレン		
(30) 登録番号1			
(31) 登録番号2			
(32) 登録番号3			
(36) 貨物が加工食品であるときは製造又は加工方法コード			
(37) 備考	商品名等	届出済印※1 記入しない	

生産地を記入して下さい。併せてコードも記入します。

輸出者の名称・住所を英数字で記入します。使用するコードがコード集(輸出者コード)にない場合は、「●●ZZ9999(●●は国コード)」と記入します。

包装者の名称・住所を英数字で記入します。使用するコードがコード集(包装者コード)にない場合は、「●●ZZW999(●●は国コード)」と記入します。

包装していない場合は、「包装なし」と記入し、コードは「KNO」と記入します。

添加物を含む場合、記入します。添加物を使用していない場合は、「なし」又は「NIL」と記入してください。ただし、香料については記入不要です。

☆生食用のかき及びびく(食品衛生法第11条第2項に規定するもの*)の場合のみ
 輸出国政府が発行した衛生証明書に記載されている衛生証明書番号を備考欄に記入します。
 *備考欄に「衛生証明書番号:〇〇〇〇〇(〇〇〇〇〇は記載されている衛生証明書番号)」と記入してください。
 *食品衛生法第11条第2項により、生食用のかき及びびくについては、生産地における海域や食品衛生上の管理状況によって、食品衛生上のリスクが高まるおそれがあるため、特に適切なリスク管理が求められることから、輸出国の政府機関によって発行され、かつ、衛生事項を記載した証明書又はその写しを添付したものでなければ販売の目的で輸入してはならないとされています。

※黄色の部分はNACCS揭示板 業務コード集を確認し記入をしてください。
<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/code/fains-code.html>

＜注意＞
 ※1の欄は、検疫所使用欄のため、記入しないで下さい。
 ※2の欄中、貨物が食品の場合の添加物の品名については、一般に食品として飲食に供されている物であつて、添加物として使用されるものは規格基準が定められているものに限り、貨物が添加物製剤の場合の成分については、一般に食品として飲食に供されている物を除きます。
 ※輸入者の記名押印については、署名により代えることができます。